



2019年9月18日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆  
(コード 7238、東証第一部)  
問合せ先 広報・IR室長 鈴木 信吾  
(電話番号 03-3668-5183)

「事業再生計画」の株式会社東京証券取引所への提出に関するお知らせ

当社並びに当社子会社である Akebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S. A. de C. V.、Akebono Brake Slovakia s. r. o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器(蘇州)有限公司及び A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. (以下、総称して「当社ら」といいます。)は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。)の下で事業再生に取り組んでまいりました。

当社は、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るべく、2019年7月18日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合(以下、「JIS ファンド」といいます。)との間で、第三者割当の方法により、JIS ファンドに対して総額 20,000,000,000 円の A 種種類株式を発行すること(以下、「本第三者割当増資」といいます。)等を内容とする出資契約書を締結いたしました。

また、当社らは、2019年7月22日付「事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の協議のための債権者会議の開催等に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議の再続会において、上記出資契約書の内容を踏まえ、JIS ファンドとの協議を経て策定した事業再生計画案(以下、その後の変更を含み、「本事業再生計画」といいます。)をお取引金融機関に対して説明し、総額 560 億円の債権放棄を含む金融支援を依頼しておりました。その後、当社らは、2019年8月16日付「(開示事項の変更・経過) 第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同日付で本事業再生計画案の一部見直しを行い、その内容をお取引金融機関にご検討いただいております。

これに対して、本日開催の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において、対象債権者たる全てのお取引金融機関から本事業再生計画について同意が得られており、加えてそれを証する内容として同意書を提出いただき、本日もちまして事業再生 ADR 手続が成立いたしました。

当社は、本事業再生計画における債務免除額が直前事業年度の末日における債務総額の 10%以上となることから、本日付で、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 7 号後段及び同規程第 605 条第 1 項に定める再建計画等の審査に係る申請を行い、本事業再生計画を株式会社東京証券取引所に提出いたしましたのでお知らせいたします。

## 1. 金融支援に係る債務の内容

### (1) 対象債権者

お取引 37 金融機関

### (2) 債務の種類

2019 年 1 月 29 日（以下、「基準日」といいます。）現在における当社らに対する貸付債権、社債及び保証債務履行請求権（スタンドバイ信用状に基づく発行依頼人に対する償還請求権等を含む。以下、「対象債権」という。）

### (3) 債務の額及び債務の総額に対する割合

1,066 億 50 百万円、66.90%

### (4) 債務の総額

債務の総額とは、2019 年 3 月 31 日現在の連結貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除したものです。なお、債務の額は基準日現在の対象債権者に対する当社らの債務の合計金額です。

## 2. 金融支援の概要

### (1) 債務免除

#### ① 借入先 お取引 37 金融機関

#### ② 債務の内容及び金額

当社らに対する貸付債権、社債及び保証債務履行請求権にかかる債務  
560 億円

#### ③ 債務免除日

2019 年 9 月 27 日（効力発生日）

※ 但し、債務免除の効力は、2019 年 9 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る各議案が全て原案どおり承認可決されることを条件として発生することとなりますのでご注意ください。

2019 年 9 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会及び付議議案の詳細については、2019 年 8 月 26 日付「臨時株主総会の付議議案の決定及び代表取締役の異動に関するお知らせ」、2019 年 7 月 18 日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」、及び 2019 年 8 月 16 日付「(開示事項の変更・経過) 第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。

### (2) 債務の貸付条件の変更

#### ① 借入先 お取引 37 金融機関

#### ② 債務の内容及び金額

以下に掲げる債務の弁済に関する計画を除き、対象債権者の対象債権のうち債務免除後に存続する債権（以下、「支援後債権」といいます。）については、本事業再生計画の計画期間（以下、「計画期間」といいます。）の末日である 2024 年 6 月 30 日までの間、元本残高を維持し、同日における支援後債権の残額については同日に一括返済する。

- (ア) 計画期間 4 期毎の確定金額の元本返済 (2020 年 6 月末日に 3 億円、2021 年 6 月末日に 3 億円、2022 年 6 月末日に 6 億円、2023 年 6 月末日に 11 億 5 千万円の合計 23 億 5 千万円 (対象債権の 2.2%相当額))
- (イ) 当社の日本橋本店の売却代金を原資とする元本返済 ((1) 対象債権者の対象債権額の総額 (但し、主債権と保証債務履行請求権の重複部分を控除した額) 1,066 億 50 百万円の 2%相当額 (21 億 33 百万円) と、(2) 当社の日本橋本店のネット売却金額 (売却代金額から、売却費用、移転費用及び移転先賃料の割引現在価値 (賃料割引率 8% = 12.5 年相当分の賃料額) の合計額を控除した残額) のいずれか低い額とする)
- (ウ) 当社グループのフリー・キャッシュ・フローを前提に算定された一定の基準額を超過する額を原資とする元本返済
- (エ) 基準日時点での約定利率での利息支払

### 3. 本事業再生計画の概要

事業再生計画の概要は以下のとおりです。

前述のとおり、当該事業再生計画については、対象債権者たる全てのお取引金融機関から同意が得られております。また、当社の発行済普通株式の全部又は一部の消却は予定しておりません。

#### (1) 事業再構築のための施策 (骨子)

##### ① 経営体制の強化

構造改革の推進を担当する常勤取締役を含め、当社、対象債権者及び JIS ファンドで協議の上決定される社内取締役 2 名及び社外取締役 3 名にて取締役会を構成します。また、JIS ファンドから執行役員最大 2 名の派遣を受け入れ、JIS ファンドによる構造改革のモニタリングを実施します。その他、監査役及び執行役員については、JIS ファンドと協議の上、決定します。なお、これらについては、適宜、当社の役員指名・報酬諮問委員会での審議を経る予定です。

##### ② 事業構造改革

###### (ア) 各地域セグメントにおける施策

全ての拠点・事業部門において、できる限り早期の赤字脱却を実現すべく、聖域なき構造改革を実行し、黒字化の実現を目指します。

###### (日本)

日本においては、生産性改善、合理化及び経費削減などのコスト削減、工場の縮小・閉鎖及び低採算製品・不採算取引の改善、並びに設備投資、開発費、親子ローン等の支出項目について、厳格な承認プロセスの再構築を行います。

具体的には、以下の施策を計画しております。

- ・ 生産性改善、工場合理化及び販管費削減等への徹底的な取組み
- ・ 不採算ビジネスについての改善交渉の実施
- ・ 減収に合わせ、当社の連結子会社であり、主としてドラムブレーキやホイールシリンダー等の製造を担っている曙ブレーキ山陽製造株式会社の段階的な縮小・閉鎖、当社の連結子会社であり、主としてドラムブレーキライニング、ディスクブレーキパッド等の製造を担っている曙ブレーキ福島製造株式会社の縮小

- ・ 低採算の小型乗用車向けドラムブレーキ、ライニングの生産の海外生産へのシフト、高収益が期待できる新規製品(電動ブレーキ製品・新構造ブレーキ)、産機鉄道及び摩擦材の生産への特化
- ・ 設備投資、開発費及び親子ローン等の支出項目についての厳格な承認プロセスの構築、グローバルでのキャッシュ流出の抑制(とりわけ北米のコントロール)

上記の施策を実施するために必要となる構造改革費用は約 54 億円を見込んでおり、その内訳及び支出予定時期は以下のとおりです。

- ・ 退職手当割増に係る費用：約 19 億円 (2020 年 3 月期～2022 年 3 月期)
- ・ 工場縮小及び閉鎖に伴う設備移管並びに撤去費用：約 15 億円 (2020 年 3 月期～2022 年 3 月期)
- ・ 生産場所移転に伴い発生する OEM が要求する性能・品質基準証明に係る試験費用等：約 19 億円 (2020 年 3 月期～2022 年 3 月期)

(北米)

北米においては、工場の閉鎖及び売却、資金管理面での承認プロセスの遵守並びにその他コスト改善を行います。

具体的には、以下の施策を計画しております。

- ・ 生産性改善・工場合理化・販管費削減等への徹底的な取り組み
- ・ 売上減少に合わせた、Akebono Brake, Columbia Plant (米国サウスカロライナ州)及びAkebono Brake, Clarksville Plant (米国テネシー州)の2工場の閉鎖。また、これに合わせた生産終了の前倒しや早期転注交渉の実施
- ・ 最終的な米国1工場体制へのシフト
- ・ 資金面での、上記の承認申請プロセスの遵守による、キャッシュ流出の抑制

上記施策を実施するために必要となる構造改革費用は約 70 億円を見込んでおり、その内訳及び支出予定時期は以下のとおりです。

- ・ OEM に対する、既に受注が確定している製品に関する契約上の製品供給責任を果たすため今後発生する見込みの損失：約 43 億円 (2020 年 3 月期～2021 年 3 月期)
- ・ 工場縮小及び閉鎖に伴う設備移管並びに撤去費用：約 14 億円 (2020 年 3 月期～2021 年 3 月期)
- ・ 退職手当割増に係る費用：約 5 億円 (2020 年 3 月期～2021 年 3 月期)
- ・ リース契約の早期解約に伴う損害金：約 10 億円 (2021 年 3 月期)

(欧州)

欧州においては、事業及び拠点再編を含む構造改革を行います。

具体的には、以下の施策を計画しております。

- ・ Akebono Europe S. A. S. (フランス) 及び Akebono Brake Slovakia s. r. o. (スロバキア) について、当社に損失が生じない形での提携又は売却の実施。これが実現できない場合は、新規受注及び新規設備投資・開発を停止し、既存製品の生産終了まで生産継続し、閉鎖
- ・ Akebono Brake Slovakia s. r. o. (スロバキア) 及び Akebono Europe S. A. S. (フランス) の進捗に合わせた、Akebono Europe GmbH (ドイツ) の閉鎖
- ・ Akebono Advanced Engineering (UK) Ltd. (英国) の閉鎖

上記施策を実施するために必要となる構造改革費用は約 26 億円を見込んでおり、その内訳及び支出予定時期は以下のとおりです。

- ・ 工場縮小及び閉鎖に伴う設備移管並びに撤去費用：約 16 億円（2020 年 3 月期～2021 年 3 月期）
- ・ 退職手当割増に係る費用：約 8 億円（2020 年 3 月期）
- ・ オフィスレント解約費用：約 2 億円（2020 年 3 月期～2021 年 3 月期）

#### （アジア）

アジアにおいては、以下の得意分野への特化を行います。

中国においては高性能・高級車の需要増に対し、当社ブランド力を活用し販売拡大を目指します。また、小型乗用車向けドラムブレーキ及びライニング製品の生産を主にインドネシアに集約します。

#### （イ） 中長期的な成長に向けた設備投資計画

上記（ア）記載のとおり構造改革による抜本的な財務体質の改善、収益構造の改革及び業績の回復だけでなく、中長期的な成長を実現しながら事業再生計画を完遂するために設備投資を行ってまいります。そのための設備投資資金として約 50 億円の支出を見込んでおります。その内訳及び支出予定時期は以下のとおりです。

- ・ 既に受注が確定している日系 OEM 向けブレーキ製品のための設備投資：約 24 億円（2020 年 3 月期～2023 年 3 月期）
- ・ 産機鉄道製品：約 7 億円（2020 年 3 月期～2022 年 3 月期）
- ・ 中国系自動車メーカー向けブレーキ製品の販売拡大：約 7 億円（2020 年 3 月期～2024 年 3 月期）
- ・ 電動化製品：約 4 億円（2020 年 3 月期～2022 年 3 月期）
- ・ その他新製品：約 9 億円（2020 年 3 月期）

#### ③ 財務体質健全化

上記方針を徹底しながら、バランスシートの再構築を図り、財務体質健全化のため、関係者様からの以下のご協力を頂きます。

- ・ 本第三者割当増資の払込及びお取引金融機関からの金融面でのご支援
- ・ お客様からのビジネス面でのご協力
- ・ 遊休資産・余剰資産の売却等による資金繰りの改善

#### （2）財務状況及び資本増強策

##### ①財務状況

事業再生 ADR 手続において財務デュー・デリジェンスを行い、固定資産の評価損、事業再構築引当金及びリコール費用引当金等を中心とした総額 610 億円の調整項目により、当社は、事業再生 ADR 手続に定める資産評定に関する基準で、2019 年 1 月末現在約 561 億円の大幅な実態債務超過に陥っております。

なお、上記の事業再生 ADR 手続に定める資産評定に関する基準は、一般的な企業会計基準とは異なる点にご留意ください。

##### ②金融支援の要請

当社は、対象債権の残高全額（総額 1,066 億 50 百万円）のうち総額 560 億円（一律 52.5%）につき債務免除いただくこと、及び支援後債権額（506 億 50 百万円）につきましては、2024 年 6 月 30 日まで元本を据え置き、上記 2（2）②記載のとおり返済計画とすること等を要請し、ご了解いただきました。なお、当該債務免除は、効力発

生日を2019年9月27日としておりますが、その効力は、2019年9月27日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る各議案が全て原案どおり承認可決されることを条件として発生します。

### ③債務超過の解消

当社は、事業再生 ADR 手続が成立し、上記②の対象債権者による金融支援、下記④の資本増強及び自助努力による施策が実施された場合には、それらの効果により、2020年3月期第2四半期には、事業再生 ADR 手続に定める資産評定に関する基準上の実態債務超過が解消します。なお、上記の事業再生 ADR 手続に定める資産評定に関する基準は、一般的な企業会計基準とは異なる点にご留意ください。

### ④資本増強策

当社は、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図り、当社事業の再生を実現するべく、本第三者割当増資を内容とする出資契約を締結しております。本第三者割当増資の概要は以下のとおりです。本第三者割当増資の詳細については、2019年7月18日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」及び2019年8月16日付「(開示事項の変更・経過) 第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。

割当予定先	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ 第弐号投資事業有限責任組合
発行新株式数	A 種種類株式 20,000 株
発行価額	1 株につき 1,000,000 円
調達資金の額	20,000,000,000 円
募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての A 種種類株式を 割当予定先に割り当てる

## (3) 経営責任及び株主責任について

### ①経営責任

2019年8月26日付「臨時株主総会の付議議案の決定及び代表取締役の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の現任の取締役4名のうち1名の社外取締役を除く3名は、本第三者割当増資の払込をもって退任する予定です。なお、退任する取締役については、役員退職慰労金の支給はいたしません。

また、2019年3月19日付「役員報酬の減額に関するお知らせ」及び2019年4月5日付「役員報酬の減額・返上に関するお知らせ(追加開示)」にて公表いたしましたとおり、当社は、経営責任の観点から2019年4月支給分より1年間を減額対象期間として、取締役(社外取締役を除く。)の月額基本報酬の50%、執行役員(取締役非兼務者)の月額基本報酬の20%~40%、社外取締役の月額基本報酬の10%の減額を既に実施しております。

### ②株主責任

JIS ファンドに対する A 種種類株式の発行に伴い、A 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株主には将来的な株式の大幅な希薄化が生じるとともに、既存株主から JIS ファンドへ大幅な経済価値の移転が生じ、これにより既存株主には相応の株主責任が課されることとなります。2025年7月1日以降に A 種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合の希薄化率は、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当額がいずれも存在しない前提で、2019年3月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総

数に対し、最大で約 291.0%と想定されます（当初取得価額 80 円で計算。以下同様）。普通株式を対価とする取得請求権については、2025 年 7 月 1 日以降は取得プレミアムが 0.55 になるとされており、仮に JIS ファンドが金銭を対価とする取得請求権を、行使可能開始日（転換制限解除事由が発生した場合を除き、2022 年 7 月 1 日）において、上限（A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に当該行使に係る A 種種類株式の数を乗じた額の合計額の累計で 66 億円）まで行使した場合であっても、2025 年 7 月 1 日以降に、残存する A 種種類株式の全部につき普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合には、出資金額である 200 億円を超える 207.7 億円（残存する A 種種類株式の発行価額残高 134 億円＋取得プレミアム 73.7 億円）を基準とした普通株式への転換が行われることとなり、その場合には、2019 年 3 月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数に対し、200%近い大幅な普通株式の希薄化が生じることとなります。

#### （４）事業再生計画期間

2019 年 9 月 18 日（本事業再生計画の成立日）～2024 年 6 月 30 日（本事業再生計画の計画期間の終了日）

#### 4. 事業再生計画における経営数値

事業再生計画における経営数値は以下のとおりですが、いずれも事業再生 ADR 手続基準に定める資産評価に関する基準に基づくものであり、一般的な企業会計基準とは異なる点にご留意ください。

##### （１）連結損益計算書（単位：百万円）

	2019 年 3 月期 (実績)	2020 年 3 月期 (計画)	2021 年 3 月期 (計画)	2022 年 3 月期 (計画)	2023 年 3 月期 (計画)	2024 年 3 月期 (計画)
売上高	243,668	204,958	157,686	128,640	124,875	128,035
営業利益	215	4,208	5,433	8,476	8,898	9,966
経常利益(△は損失)	△2,808	2,182	4,008	7,069	7,518	8,609
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は損失)	△80,845	54,885	4,059	7,000	5,285	6,282

##### （２）連結貸借対照表（単位：百万円）

	2019 年 3 月期 (実績)	2020 年 3 月期 (計画)	2021 年 3 月期 (計画)	2022 年 3 月期 (計画)	2023 年 3 月期 (計画)	2024 年 3 月期 (計画)
総資産合計	132,783	136,888	130,534	129,288	130,704	134,427
(たな卸資産)	13,189	9,909	8,356	6,872	6,705	6,809
負債合計	184,837	113,069	103,259	95,603	92,649	90,929
純資産合計	△52,212	23,819	27,274	33,686	38,054	43,497

#### 5. 上場廃止基準への該当等に関する事項

##### （１）債務者による債務免除の額（個別）

上記 2.（１）記載のとおり、債務免除の対象となる債権金額は総額 560 億円でお取引金融機関からご同意いただいております。債務免除の対象となる債権は、当社並びに当社子会社である Akebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S. A. de C. V.、Akebono Brake Slovakia s. r. o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器（蘇州）有限公司及び A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. の計 7 社に対する債権となっており、具体的な債務免除の対象債権

については、今後、各お取引金融機関から指定いただきます。なお、当社子会社に対する対象債権の総額を勘案すると、当社個別の債務免除額は、少なくとも311億60百万円となります。

(2) 直前事業年度の末日(2019年3月期)の債務総額(個別)

1,084億41百万円(貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除したものです。)

(3) 直前事業年度の末日の債務総額に対する債務免除等の額の割合

上記(1)記載のとおり、当社個別の債務免除額は今後お取引金融機関からの指定により確定しますが、当社個別の債務免除額がその最低額である311億60百万円とされた場合には、本事業再生計画における当社個別の直前事業年度の末日の債務総額に対する債務免除等の額の割合は28.73%となります。

そのため、本事業再生計画における債務免除額が直前事業年度の末日における債務総額の10%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第7号後段及び同規程第605条第1項に定める再建計画等の審査に係る申請を行いました。

当該審査において、本事業再生計画が「施行規則で定める再建計画」であると認定され、かつ上場時価総額に関して1か月間(2019年9月19日～2019年10月18日)の平均上場時価総額及び当該1か月間の最終日(2019年10月18日)の上場時価総額のいずれもが10億円以上となったときに上場維持されることとなります。

また、株式会社東京証券取引所が「施行規則で定める再建計画」でないと判断した場合又は上場時価総額に関して1か月間(2019年9月19日～2019年10月18日)の平均上場時価総額若しくは当該1か月間の最終日(2019年10月18日)の上場時価総額のいずれかが10億円以上とならない場合は、当社普通株式は上場廃止となります。

## 6. 今後の見通し

本事業再生計画が当社業績見込に与える影響につきましては、事業再生ADR手続に定める資産評定に関する基準は一般的な企業会計基準と異なることから、現在精査中でありますため、確定次第お知らせいたします。また、事業再構築のための各施策の実施につきましては、今後開示すべき事項が生じた際には速やかに開示いたします。

なお、お取引金融機関からの債務免除に伴い債務免除益にかかる特別利益の計上を予定しておりますが、その詳細については、お取引金融機関から具体的な債務免除の対象債権をご指定いただき、債務免除の効力が発生し次第速やかにお知らせいたします。

株主の皆さま、お取引金融機関をはじめ関係者の皆さまには、多大なご負担とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後につきましては、本事業再生計画を確実に遂行し、当社事業の再生と当社の持続的な成長に向け、役員及び社員は一丸となり不退転の決意を以って抜本的な事業再生に取り組んでまいります所存です。

今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上